

Q4 あなたは、『免除』の申請をしますか、それとも『徴収猶予』の申請をしますか？

(学部1・2・3年生は被災者の場合は免除を申請できますが、そうでない場合は徴収猶予にのみ申請できます。)

「免除」と「徴収猶予」は、どちらか一方のみ申請可能です。

『免除』の申請をします。

必要書類→ 次の全部

- ・ 授業料免除等申請書類チェック票
- ・ 84円切手 1枚(結果通知用)
- ・ 84円切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒(長形3号)(書類受理連絡用)
- ・ 様式第1号 授業料免除願の原本
- ・ 様式A 必要書類判別マニュアル(学生本人用)の原本
- ・ 様式B 必要書類判別マニュアル(家族用)の原本 を学生本人以外の同一生計家族全員分(家族1人につき1部ずつ)
- ・ 様式C 家庭調書の原本

『徴収猶予』の申請をします。

必要書類→ 次の全部

- ・ 授業料免除等申請書類チェック票
- ・ 84円切手 1枚(結果通知用)
- ・ 84円切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒(長形3号)(書類受理連絡用)
- ・ 様式第2号 授業料徴収猶予願の原本
- ・ 様式A 必要書類判別マニュアル(学生本人用)の原本
- ・ 様式B 必要書類判別マニュアル(家族用)の原本 を学生本人以外の同一生計家族全員分(家族1人につき1部ずつ)
- ・ 様式C 家庭調書の原本

Q5 あなたは、東京学芸大学学生奨学金『学芸むさしの奨学金(学資支援)』の対象となった場合、申請をしますか？

※学芸むさしの奨学金は、貸与型でなく給付型ですので、授業料免除申請者は申請することを推奨します。

※博士課程学生と2020年以降に入学した学部生は、申請できません。

いいえ、博士課程に在籍するので申請できません。(必要書類なし)

いいえ、学部1・2・3年生(日本人・日本永住者)なので申請できません。(必要書類なし)

いいえ、別団体から受給している奨学金の規定により、申請できません。(必要書類なし)

いいえ、徴収猶予を申請するので、学芸むさしの奨学金(学資支援)は申請できません。(必要書類なし)

いいえ、申請しません。(上記以外の理由)(必要書類なし)

はい、申請します。

必要書類→ 対象者には後日、学芸ポータルでお知らせのうえ、東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金」申請書(学資支援)をご提出いただきます。

Q6 あなたは、令和3年度(令和3(2021)年4月～令和4(2022)年3月)に奨学金を受けていましたか？

いいえ、令和3年度は、奨学金を受けたことがありません。(必要書類なし)

はい、令和3年度は、高校生として奨学金を受けたことがあります。(必要書類なし)

はい、令和3年度は、大学等に在籍して奨学金を受けたことがあります。

必要書類→ [大学を通して奨学金を受けていた場合(日本学生支援機構奨学金等)]

- ・ 様式E 奨学金貸与(受給)状況証明書の原本

(秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要)

※令和3年度在籍学校で証明を受けること。ただし、東京学芸大学の場合は不要。

[大学を通さずに奨学金を受けていた場合]

- ・ 奨学金貸与(受給)期間・金額が記載されている書類のコピー

(秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要)

Q7 あなたは、令和3(2021)年1月1日から令和3(2021)年12月31日までに常勤職や非常勤職(アルバイト・パートなど)で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金等で得た収入はありますか?

いいえ、収入はありません。(必要書類なし)

はい、収入(常勤職や非常勤職(アルバイト・パートなど)で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金等)があります。

勤務先又は給与などの支払主名 _____
(複数先から収入を得ている場合)

2箇所目 _____

3箇所目 _____

必要書類→ 次の全部(秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要)

・様式D 収入調書

・全勤務先の令和3年分の給与所得源泉徴収票のコピー。手に入らない場合は、給与明細書(令和3年1月~令和3年12月の支給分)のコピー、給与証明書のコピーなど給与金額がわかるもの。なお、確定申告をしている場合に限り、源泉徴収票のコピーに代えて税務署などの受付印が押されている令和3年分の確定申告書控え一式のコピーでも可。

・個人の家庭教師等で源泉徴収票や給与明細が発行されない場合は、アルバイト先発行の給与支払証明書やそれに代わるもの。(この場合、アルバイト先の責任者のサインのあるもの)

・雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金等を受給していた場合は、給付金額・給付期間・受給者名がわかる公的書類のコピー(雇用保険受給資格者証、育児休業給付金支給決定通知書、傷病手当金支給決定通知書など)

Q8 あなたは、令和4(2022)年4月1日から令和4(2022)年9月30日までに臨時所得がありましたか?臨時所得とは退職金、保険金、資産譲渡所得、株式売却所得などがあてはまります。

いいえ、臨時所得はありません。(必要書類なし)

はい、臨時所得がありました。所得の種類は _____

必要書類→ 所得の種類、受領年月日、所得金額が分かる書類のコピー

Q9 あなたは、令和3(2021)年1月1日から令和3(2021)年12月31日までに、同一生計ではない親戚や知人などから仕送り・援助を受けましたか?

いいえ、受けていません。(必要書類なし)

はい、受けました。

必要書類→ 対象期間中に受け取った仕送り・援助金の送金通知書のコピー。無い場合は預金通帳のコピー。いずれも提出できない場合は、援助者直筆の申立書の原本(援助年月日又は期間、援助額、申立書記載日、署名、捺印は必ず入れること)

(秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要)

Q10 あなたは、障害、公害病、被爆、要介護などの認定を受けていますか?

いいえ、受けていません。(必要書類なし)

はい、受けています。

必要書類→ 障害者手帳、公害医療手帳、被爆者健康手帳、介護保険被保険者証、障害控除対象者認定証などのコピー

Q11 あなたは、最近6ヶ月（令和4（2022）年4月1日～令和4（2022）年9月30日）より前から医療費がかかる傷病があり、さらに今後2年以上（令和6（2024）年10月1日以降も）療養が必要な、長期療養者ですか？

ただし、医療費の自己負担がない傷病の場合は、「いいえ。」に☑を付けてください。

いいえ。（必要書類なし）

はい。

必要書類→ 次の全部

・医師の診断書（又は証明書）などのコピー〔診断書・証明書には傷病名、発症年月日、今後も継続して長期療養が必要な事を証明してもらうこと〕

・令和4年4月1日から令和4年9月30日まで医療費の領収証などのコピー

※申請日以降令和4年9月30日までのものがある場合は、追加提出可（令和4年10月5日締切）

・（生命保険などからの支給があった場合のみ）支給額がわかる書類のコピー

・（特定疾患の場合のみ）特定疾患医療受給者証のコピー

【注意】領収証のコピーは、長期療養（診断書に記載されている傷病）に係るのもののみを提出してください。診断書発行病院とその関連薬局の領収証のみ有効です。診断書発行病院以外の病院の領収証のコピーを提出する場合には、診断書に記載されている傷病との関連性について、理由書を作成して添付してください。また、交通費や文書料、長期療養以外の病気にかかった医療費や介護施設等医療機関でない施設の入所料などの領収証のコピーは受領できません。

一〔家族共通〕以下の質問は、家族全体で一つの質問となっています。

受給者があなたではない場合があります。家族に確認をしながら☑してください。一

Q12 生活保護を受けていますか？

いいえ、受けていません。（必要書類なし）

はい、受けています。

必要書類→ 保護決定（変更）通知書最新3ヶ月分のコピー

（受給金額、受給年月日・期間が記載されていること）

Q13 児童手当（旧子ども手当、中学生以下対象）・児童扶養手当・児童育成手当・福祉手当等の児童関係手当を受けていますか？

いいえ、受けていません。（必要書類なし）

＜受給資格のある手当について、受給をしていないのはなぜですか。理由をお書きください。＞

はい、受けています。

＜受給している手当の名称を全てお書きください。＞

例： 児童手当

必要書類→ 手当の支給状況が分かる書類（受給関係通知書等）のコピー（受給金額、受給年月日・期間が記載されていること）

Q14 令和4（2022）年4月1日以降に火災や風水害などの災害を受けたことがありますか？

いいえ。（必要書類なし）

はい。

必要書類→ 次の全部

1. 本学様式 被災申出書の原本

2. 被災証明書のコピー又は罹災証明書のコピー

3. 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額がわかる書類のコピー

Q15 東日本大震災又は熊本地震で被災しましたか？

いいえ。（必要書類なし）

はい。

必要書類→ Q14の必要書類1～3の全部（ただし、3の書類に限り既に大学に提出した場合は不要）

◇学生本人用の質問は以上です。家族用の必要書類判別マニュアルをあなた以外の家族人数分プリントアウトし、一部ずつ左肩をホチキス留めして提出してください。

＜＜ご記入いただいた情報は、授業料免除等に係る業務のために利用され、他の目的には利用されません。＞＞